

相馬港海上安全対策協議会 会則

(設 置)

第1条 相馬港における台風、急速に発達した低気圧及び津波などの気象、海象、海難の発生その他具体的危険を伴う事由による危険を防止し、混雑を緩和するための措置を講じる必要があると認める事象に対して、迅速かつ的確な対策を実施し、もって船舶の災害を未然に防止するため、相馬港海上安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、その実施を推進するものとする。

- (1) 第1条に掲げる事象に関する情報の収集及び伝達
- (2) 港内状況の把握
- (3) 船舶の避難対策等の策定
- (4) その他必要と認める事項

(組 織)

第3条 協議会は、相馬港の利用又は管理に関係ある別表1の行政機関及び団体並びに企業の代表者（代表の指名する者を含む。）で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 4 会長は、会員を代表として会務を総括する。
- 5 副会長は、会長に支障あるとき、その職務を代行する。

(会議の招集、運営)

第4条 会議は、会長が召集する。

- 2 会員は、必要があると認めるとき、会長に対して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、会長が議長となって運営する。

(対策の実施)

第5条 協議会は、船舶の避難対策等について、船舶その他関係者に伝達し、その実効を期すものとする。

(情報の伝達及び予め定める船舶の避難対策等)

第6条 情報伝達系統は、別表2のとおりとし、変更がある場合は、速やかに事務局へ

連絡するものとする。

- 2 協議会で予め定める船舶避難対策等は別表3のとおり。
- 3 船舶は、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、相馬港長からの勧告や当協議会からの連絡を待つことなく、別表3に応じた対策を講じるものとする。
- 4 協議会の会員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、協議会による安全対策の概要を確実に周知するものとする。

(異常気象・津波等安全対策委員会)

第7条 協議会に、第1条に掲げる事象に係る準備対策、緊急に講じる必要がある対策その他これらに関連する事項を検討するため、異常気象・津波等安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に所属する会員は、船舶に関係ある次の機関の代表者（代表者の指名する者を含む。）とする。

東北地方整備局小名浜港湾事務所相馬港出張所

福島地方気象台

福島県相馬港湾建設事務所

相馬双葉漁業協同組合

小名浜水先区水先人会

福島汽船(株)

相馬共同火力発電(株)新地発電所

庄司建設工業(株)相馬営業所

日本通運(株)相馬海運支店

相馬港湾運送(株)

(株)辰巳商会相馬営業所

昭和電工株式会社東北アンモニアセンター

石油資源開発株式会社相馬事業所

相馬エネルギーサポート株式会社

相馬エネルギーパーク合同会社

福島海上保安部

- 3 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名し、会務を総括する。
- 4 委員会は、委員長が必要に応じ召集しこれを開催する。
- 5 委員会において検討し決定した事項のうち、別に協議会が定める事項以外は、協議会の決議を受けるものとする。

第8条 協議会及び委員会の事務局は、福島海上保安部に置く。

附 則（平成17年4月4日）

この会則は、平成17年4月4日から施行する。

附 則（平成22年7月12日）

この会則は、平成22年7月12日から施行する。

附則（平成26年3月20日）

この会則は、平成26年3月20日から施行する。

附則（平成28年2月17日）

この会則は、平成28年2月17日から施行する。

附則（平成28年9月30日）

この会則は、平成28年9月30日から施行する。ただし、本則中、汽艇等の規定にあつては平成28年11月1日から適用する。

附則（平成29年9月20日）

この会則（第7条を除く）は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は平成29年9月20日から施行する。

附則（令和5.3.9）

この実施要領は、令和5年3月9日から施行する。